

制定 令和7年4月1日区長決裁

（目的）

第1条 中央区地域包括ケアシステム庁内推進会議設置要綱第5条に基づき、同第2条に係る事項について調査、研究等を行い、もって中央区の地域包括ケアシステムの推進を図るもの。

（組織）

第2条 ワーキング会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、会議内容に応じ、必要な委員の参加を求める。

- (1)関係機関（ささえりあ・障がい者相談支援センター・社会福祉協議会）
- (2)専門機関（医療機関・介護保険事業所等）
- (3)庁内関係課（総務企画課・まちづくりセンター・交流室・保健こども課・保護第一課・保護第二課・福祉課）
- (4)その他高齢者福祉施策に見識を有するもの

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。